

令和6年度 第3回大津市教科用図書選定審議会【会議概要】

日時：令和6年7月9日（火）18:00～20:30

会場：大津市役所新館2階 災害対策本部室

1 出席者

(1) 選定審議会委員（6名）

榎本恵理委員、山田淳子委員、中岡業成委員、大貫大輔委員、澤田一彦委員、山田知里雄委員

(2) 事務局（4名）

上杉康晴学校教育課長、南出晃学校教育課長補佐、中西香織学校教育課指導主事、奥田研二学校教育課主査

2 会議の要旨

(1) 開会

[事務局]

本日は6名全員の出席があり、大津市教科用図書選定審議会規則第5条第2項に規定する定足数を満たしているため、議事を進めることとする。なお、審議会は、協議する議事の内容を考慮し、採択後まで非公開とする。

(2) 第3回、第4回審議会の流れについて

[会長]

第3回、第4回審議会の流れについて、事務局より提案を求める。

[事務局]

第2回審議会での質疑応答における事務局の回答を撤回し訂正。中学校各教科の教科用図書のうち、大日本図書株式会社のもの（数学、理科及び保健体育）は、令和元年度に検定を経たものの継続使用である。

本日は、中学校各教科の教科用図書の評価の集計方法、特別支援学級で使用する一般図書の評価方法及び推薦図書の決定方法について審議いただく。その後、教科用図書の閲覧、研究及び意見交流の時間とする。

第4回審議会にて、推薦図書を決定する。

(3) 中学校各教科の教科用図書の評価の集計方法について

[会長]

評価の集計方法について、意見を求める。

意見がないようなので、事務局より提案を求める。

[事務局]

資料「中学校教科用図書評価用紙」、「推薦図書の評価に関する資料1」及び「推薦図書の評価に関する資料2」に沿って、集計方法について説明。各委員が観点ごとに4段階で採点したものを集計し、一覧表を作成する。出席委員の合計点数及び各委員の得点率をもとに審議し、推薦図書の候補を決定する。種目ごとに議決し、出席委員の過半数の賛成をもって正式な推薦図書とする。

[会長]

合計点数と得点率をもとに審議し、推薦図書を決定することだが、事前に確認し

ておくべき事項はあるか。

[事務局]

資料3に沿って、想定される得点パターンについて説明。

[会長]

パターン1の場合は明らかだが、その他のパターンについて、どのように推薦図書を決定するか。

<協議>

[委員]

パターン2は、B者に得点率の最も高い委員がいるが、一人だけの意見に左右されるのはあまりよくない。パターン3は、得点が低い委員もいる中で、合計点でA者が上回っている。そこが評価できるのではないか。

[委員]

原則、合計点で決めればよいと思う。

[会長]

パターン2の場合は、得点率の高い委員の数で決める。パターン3の場合は、合計点で決める。パターン4の場合は、協議して決定する、ということによろしいか。

[委員]

異議なし。

[会長]

本日協議した内容に沿って、推薦図書を決定することとする。

<質疑応答>

[委員]

得点のつけ方について、再度説明をお願いしたい。

[事務局]

資料「評価用紙記入上の留意点」に沿って、得点のつけ方を説明。

[委員]

「4」の数は、観点ごとに最大数をつけてよい、という認識で間違いないか。

[事務局]

そのとおり。

(4) 特別支援学級で使用する一般図書の評価方法及び推薦図書の決定方法について

[会長]

一般図書の評価方法及び推薦図書の決定方法について、意見を求める。

意見がないようなので、事務局より提案を求める。

[事務局]

資料「小中学校特別支援学級教科用図書評価用紙」に沿って、決定方法について説明。それぞれの一般図書について、特別支援学級の教科用図書として相応しいか否かを各委員が評価する。集計結果をもとに協議し、出席委員の過半数の賛成をもって推薦図書を決定する。

<質疑応答>

[委員]

全てに「○」がつく、ということもありえる、という認識でよいか。

[事務局]

そのとおり。

[委員]

生活が2冊あるが、全てに「○」がついた場合、どちらも採択するということか。

[事務局]

そのとおり。第1回審議会の資料にあるように、特別支援学級で使用する教科書は、発達段階に応じたものを選べるよう、教科ごとに様々なものを用意している。表の教科書はこれまで採択されたものであり、今回採択された教科書はこの表に追加することとなる。

[委員]

表の中から選んで使用できる、ということか。

[事務局]

そのとおり。

(5) 小学校各教科の教科用図書について

[会長]

事務局より説明を求める。

[事務局]

小学校各教科の教科用図書は、令和5年度に採択され、令和6年度より使用を開始している。教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に、種目ごとの同一教科用図書を採択する期間は4年間と定められているため、令和7年度も引き続き現行の教科用図書を使用する。

(6) 教科用図書の閲覧、研究

[会長]

教科用図書の閲覧研究について、事務局より説明を求める。

[事務局]

大津市の目指す子どもの姿、デジタル教材の活用状況について説明。また、教科書展示会におけるアンケートや市民からの要望書について説明。

[会長]

20時まで、審議会委員の閲覧研究の時間とする。

<教科用図書の閲覧、研究（約1時間20分間）>

(7) 教科用図書についての意見交流

[会長]

中学校各教科の教科用図書及び特別支援学級で使用する一般図書について、各委員より意見を求める。

[委員]

甲乙つけがたい。審議票を参考に評価したいと思う。

[委員]

2年連続で委員を任されている。今回も保護者目線で評価させてもらう。

[委員]

教師が説明しやすい教科書と、子ども達が意見を出しやすい教科書は違う。主体的に学ぶためには、教師が教え込むようなものやワークシートのようなものではなく、子ど

も達が自分で考えられるような教科書がよい。

美術、技術、家庭科など創作する教科の場合、作るものを限定すると、一見すると詳しいように思えるが、子ども達の多様性、自由な発想につながらない。実際の授業をイメージしながら、大津市の目指す子どもの姿を実現できるような教科書を。

[委員]

どの場面で教科書を使うか、ということも考えなければいけない。授業のまとめで使うもの、授業ではない場面で見ることが多いもの、家庭に持ち帰って自主学習で使うもの。そういうことも考えながら教科書を見ていくことで、多様な学びにつながるのではないか。

[委員]

一人ひとりがしっかりと学べることが大事。例えば、真っ白のページが多いような教科書は、自分ひとりで勉強を進めることができない子どもには厳しい。

[委員]

デジタル教材については、何が出てくるか予想できるものとできないものがあった。ある程度書いてある方が、見通しをもって学習ができる。一方で、毎ページにデジタル教材があると、自学には役立つだろうが、実際に授業で使うには多すぎる。

めあて、振り返りのやりやすさも、教科書によって違いがある。まとめやすいもの、生徒に任せるもの、ほどよく配置されているもの。どこに照準を合わせて使うのか、すごく難しい。

市民アンケートからは、興味関心や強い思いが感じられた。

(8) 閉会

(9) 事務連絡

[事務局]

第4回審議会は7月23日の18:00より開催する。